

魯迅の描く「人」と届かない「声」、そして法

松田恵美子

概 要

現代社会におけるあるべき秩序の形成に大きな役割を担う法が、その根源的価値を何とすべきかが、今まさに問われている。

この課題を考えるために、一つには、秩序が人と人との関係を保つ意味を持つものであることから、そもそも「人」とは如何なるものかを問うことが必要となる。そしてもう一つには、近年、社会を覆う近代法のシステムの下で、その枠に収まらない人々の声が多様な形で吹き出してきていることから、「近代法」の検討も必要になる。

そこでこれらの検討を行なったところ、複雑且つ多面的な人を前提として、近代法が無意識のうちに切り捨てたものを汲み上げる法のあり方を考える必要性が感じられた。それとともに人が他者との関係性の中に生きていると考えられることから、近代法の再考のために共同体の意義の検討の必要性が、さらなる課題として浮かび上がったのである。

キーワード

魯迅、交通死、語り、傾聴、法の技法

序

「先行き不透明な時代」、近年しばしば耳にする言葉である。これから何が起きるかわからない時代、また何を信じてよいかわからない時代に我々が生きているということになる。

一方人間とはある面では非常に単純である。誰もが、たった一度の己の人生を幸福に生き、穏やかに生を終えたいと、それをどの程度意識するかは個人差があろうが、この小さな願いを抱えて日々を過ごしている。そうであればこの単純な願いを実現してくれる社会であることを、人は願わずにはいられないだろう。そして法はこのような社会を実現する

ための秩序を、人々の間にもたらす役割を担っている。

もし人々が何を信じてよいのかわからぬ時代に生きているのであるなら、秩序の根源が何にあるかもわからなくなっているということである。ならば人々の間に秩序をもたらす役割を担う法が、その基づくところの根源的価値を何に置くのか、それを明確化しなければならぬということになる。そうすることによって法のあり方を考えねばならなくなっている。

先程人間はある面で非常に単純であると述べたが、ところがまた人間は非常に複雑且つ多面的な存在とも言える。精神的な発展を遂げるにつれ、人はこの点を実感として感じ取っていくはずである。その人の間に秩序をもたらすための法を考えるには、一つにはその複雑且つ多面的な人とはどのようなものを把握する必要がでてくる。そこで本稿では、まず魯迅の小説に描かれた人の姿から、人とはどのようなものを検討することとした。その結果人とはその大部分が、非理解、無思考なる存在であり、それ故無神経、無意識な他者への抑圧を生み出すものであるが、しかしその一方で他者への配慮の心を持つ存在であるということが言えた。

ところで我々が法を考える時、現代社会を覆う「近代法」システムへの考察は避けられない。ところが近年は「近代法」の枠組みに収まり切らない人々の切実な訴えが次第に表面化してきた。この「近代法」が知らず知らずにもたらした抑圧に喘ぐ人々に関わる問題は、魯迅の描き出した人間像を前提とするなら、その理解が容易になるとも言える。

そこで本稿では魯迅の描く人間像を前提としたうえで、「近代法」の枠組みに収まり切らない人の訴えに目を向ける研究の一つ、「語り」、「傾聴」、「法の技法」を論ずるものを取り上げ、その分析から「近代法」の再考に迫り、社会に秩序をもたらすための法が基づくところの根源的価値を問いたいと考えたのだが、それはあまりにも大きな課題であった。ここでわずかながらなし得たのは、「近代法」の下で、なぜ声が届かぬ人が生まれてしまうのかを分析し、その結果「語り」、「傾聴」、「法の技法」を支えるのは、人に対する洞察力と人としての感受性ではないか、そしてこれが具わっているなら人の声を聴くことが可能になるのではないか、とのことを示したにすぎなかった。

しかしながら一つ明らかになったこともある。共同体の意義を問うことの必要である。これは「語り」、「傾聴」、「法の技法」論者は関係性の中にある人を前提としていることから、そこに何か共同体と関わるものがあるのではないかと問いが生まれることと、魯迅の描く配慮の心を持つ人が共同体に生きていたことから出てくるものである。魯迅が描くように人とは非理解、無思考なものであり、それ故に、無神経、無意識に他者抑圧をなすとするなら、もしその人各々が単純に自己の幸せを願うとなると、それが混乱をもたらさないとは言えないのである。このことから人のあるべき秩序を考えるには、魯迅が

唯一希望を託した配慮の心を持つ人という側面からの追究，いわば人の負の側面を調和しうる正の側面についての追究も欠かせないことになる。

結局大きな課題を残すことになるのだが，本稿を，求められる秩序をもたらすために，法は何を根源的価値とすべきかを問うための前提作業と位置付けて，分析を始めることにしたい。

1. 魯迅の描く「人」

1 始めに

本章では，人と人のあるべき秩序を考えるために，まず「人」とは如何なるものかを知る必要があると思うところから，魯迅の小説に基づいて「人」の分析を行なう。

ところで魯迅の先行研究は多数ある。その中で魯迅研究の専門家ではない筆者が魯迅の小説について語ることには大きな躊躇いがある。そのような躊躇いを抱きつつ，一つ断わっておきたい。

本稿は魯迅小説に現れた人間像を抽出することを論文の一つの構成要素とするものの，魯迅研究自体をその目的とするものではない。そして本稿で魯迅の小説から取り上げる箇所は先行研究において当然ながら既に取り上げられているものである。しかし各々の魯迅研究者の魯迅小説についての語り方は，必ずしも筆者自身の語り方と重なり合うわけではない。これはおそらく一つの小説についてある人が語る時，その語り方は，その人のこれまでの人生，そこから生まれる思考方法，洞察方法に基き，そのため各々の人間の人生がすべて異なり，一つとして同じものがないと同様に，語り方がすべて異なるものとなることに由来するのであろう。それ故本稿においては先行研究を詳細に引用することはせず，筆者自身が魯迅小説に現れる人間像をどのように分析し，どのようにそれを表現するかに力を注いだ。それは先行研究を軽視することを意味するのではない。魯迅の描いた人間像に絞って筆者自身が語ることを目的とするなら，その語る内容に関連させて多くの先行研究を引用することは，かえって筆者の意図について，読み手側の混乱を招くのではないかと考えたからである。この点を御了承いただきたいのである。

ただ筆者が本稿の目的から先行研究として共感を覚えた文献，及びその共感点を極簡単に記せば以下の通りである。

片山智行氏は，理解することも思考することもない民衆を，無自覚なる民衆或いは「馬々虎々」と表現する。また片山氏は「いいかげん」を意味する中国語「馬々虎々」は支配

特集 法の変革—希望としての法原理を求めて

者、被支配者にもみられるとしている。そして片山氏は無意識に他者を抑圧する人々の姿を即時的存在と表現し、またその人々の生きる社会を魯迅のいう「猿社会」と呼ぶ¹⁾。

丸山昇氏は阿Qの精神構造に関し、阿Qの「精神勝利法」は、自分の置かれた状況を認識できず、自己欺瞞により満足し、上からの圧迫に対し戦うことをせず、より弱い者へそれを転嫁する一種の奴隷根性と述べる²⁾。

また尾上兼英氏は『呐喊』、『彷徨』中の知識人を三分類し、(1)孔乙己、陳士成は古い時代の知識人であり人生の敗北者、(2)四銘、高幹亭は一時進歩的思想に染まり、古い物の破壊に走りながら、反動派が力を持ち復古調が強まると、反動派に廻った者、(3)呂緯甫、魏連受は良心を捨てて反動派に組することができず、それ故苦しみ動揺する人とする。そして(2)と(3)の中間に位置する知識人として方玄綽を挙げる³⁾。

また文学作品を資料に用いることについても断わっておかねばならない。

別稿⁴⁾で述べたように、もし歴史をテキストと捉える立場に立つなら、史料について言えば、文字を媒体として、書き手、読み手が存在すること、そしてその書き手、読み手、その各々との接点において、権力が不可避、不可視の形で入り込むとの点から、およそ客観的史料などは存在しないことになる。この観点に立てば、史料としては、公文書であれ、文学作品であれ、それほど大きな差はないと言える。

そしてまた近年は法と文学についても論じられている。

例えば、石前氏は、これまで蓄積されてきた法規則や先例等の法資料も文学作品と同様に、一つのテキストを構成するというドゥオーキンの説を紹介している⁵⁾。

また中山氏がポストモダン法学の展開を論ずる中で、「法と文学」アプローチに触れる。そして「法と文学」の持つ二つの方向性として、一つは文学作品中の法の扱われ方を分析

1) 片山智行『魯迅のリアリズム—「孔子」と「阿Q」の死闘』(三一書房、1985年)本稿言及箇所、第3部「作品の世界」

2) 丸山昇『魯迅—その文学と革命』(平凡社、東洋文庫47、1965年)本稿言及箇所、Ⅱの3『『呐喊』の世界』

3) 尾上兼英『魯迅私論』(汲古書院、1988年)本稿言及箇所、「魯迅の小説における知識人」(初出1958年)この他参照したものは以下。

今村与志雄『魯迅と伝統』(勁草書房、1967年)

高橋和巳、中公文庫・魯迅『呐喊』解説(中央公論社、1973年)

武田泰淳『魯迅とロマンティズム』(岩波文庫・魯迅／竹内好訳『故事新編』1979年、初出1955年)

竹内好『竹内好全集』第1巻(筑摩書房、1980年)

魯迅論集編集委員会『魯迅研究の現在』(汲古書院、1992年)

丸尾常喜『魯迅—「人」「鬼」の葛藤』(岩波書店、1993年)

藤井省三『魯迅事典』(三省堂、2002年)

4) 拙稿『『青鞨』論争から人と法へ』(佐藤幸治・平松毅・初宿正典・服部高宏編『現代社会における国家と法』成文堂、2007年刊行予定)

5) 石前禎幸『物語としての法』(『思想』777、岩波書店、1989年)

するもの、もう一つは文学作品も法学文献も「テキスト」という意味では同列であるとする観点を持つものとしている⁶⁾。

この他法と文学という分析手法に関連するものとして挙げれば、棚瀬氏は、語り手が自身の世界理解を投影して語るところを、聞き手がそれを聞くことで語り手の理解を了解するという、二者の世界が間主観的に構成される現場に物語を見る。そして文学の領域と同様に、近年は法の領域においても物語性が発見されたとする⁷⁾。

このようにテキストの視点に立ち、書かれたものとしては、法も文学もそれほど大きな差はないとする、両者を相対化する捉え方も現れている。

もしこのように考えるなら、法史学の立場にあっても、文学作品を史料として抵抗なく利用できることになり、またテキスト論に基づいて、法と文学の問題をここで論ずるとの研究方法もあり得ることになる。しかし筆者は前掲の別稿（注4）で述べたように、テキストとの捉え方は一つの視点として持つことに価値があると考えている。つまり己自身がある権力に暗黙のうちに組せぬように、また固定化した見方に縛られてしまわぬために、テキストとの捉え方を視点として持つことが重要であると考えてるのである。よって筆者がここで魯迅の作品を取り上げるのは、むしろ来栖氏の言うような、虚構が真実を啓示するとの考えに近く、小説の中に真実を見るとの立場である⁸⁾。魯迅の描く「人」は、「現実の人」の姿を見事に表わしていると思うからである。但し、もし魯迅の描く「人」を「現実の人」と捉えて筆者が語る時、それにより誰かが抑圧されるとの結果を招いていると、具体例を挙げて指摘されるのであれば、その時にはこのように魯迅を読むことを再考せねばならないということになるのである。

6) 中山竜一『20世紀の法思想』（岩波書店、2000年）156頁

またこの他林田氏は「法と文学」の諸形態のうちに、「文学の中の法」、「文学としての法」を挙げる。

林田清明『『法と文学』の諸形態と法理論としての可能性(1) (2・完)』（『北大法学論集』55-4, 2004年, 55-5, 2005年）

文学作品中の法の扱われ方を分析するものについては、我国の法学分野においても既にいくつかの研究がある。例えば、中田薫「徳川時代の文学に見えたる私法」（岩波文庫、1984年）、仁井田陞『補訂・中国法制史研究・刑法』（東京大学出版会、1991年）第14章「中國の戯曲小説の挿畫と刑法史料」、長尾龍一『文学の中の法』（日本評論社、1998年）

7) 棚瀬孝雄「語りとしての法援用—法の物語と弁護士倫理(1) (2・完)」（『民商法雑誌』111-4・5, 6, 1995年）4章「法の物語」、のち同氏『権利の言説—共同体に生きる自由の法』（勁草書房、2002年）所収

8) 来栖三郎「文学における虚構と真実」（『国家学会百年記念 国家と市民』第3巻、有斐閣、1987年）、のち同氏『法とフィクション』（東京大学出版会、1995年）所収

「テキスト」の観点に立つなら、真実を示す、という表現も取り難く思われるかもしれない。しかし「テキスト」の観点は、無限の解体を意味するものではなく、権力の存在の自覚にその意義があると考えられる。

2 魯迅の描く「人」

では魯迅の描いた「人」とはどのようなものであろうか。魯迅の二つの小説集『呐喊』、『彷徨』を使うことにより、その点を見てゆく⁹⁾。但し「現実の人」とはこのようなものであるとは、決して簡単に記すことはできない。それほどの複雑な多面性を人は有するであろう。そこでここで掲げるものもその極一部の側面にすぎないことは承知のうえである。

さてよく知られているように魯迅は、清末から中華民国初期の中国の農村、小さな町、都市部に住む人々の姿を描き出している。魯迅の小説に描かれた人々は、なるほど人にはこのような面があると読む者を頷かせてくれる。国を変えるには国民の精神を変えねばならないと考えていた魯迅が¹⁰⁾、「人」とはこのようなものであると、このような「人」を変えない限り国は変わらないとして、我々の眼前に人の姿を突きつけていたことを想起するなら、我々が頷くことになるのも当然のことといえる。

魯迅の小説に基づいて描かれた人の側面としてまず挙げたいのは、人は自己の生活に直接関係する具体的事項のみを基本的に考えており、規範、秩序、正義など抽象的な事項を問うために思考することはほとんどないということである。そしてそれはそのような事項につき思考せざるを得なくなる契機をもたらす、自己の置かれた状況を真に理解していないということでもある。

また魯迅の小説においては、自己の生活の直接関連事項への意識の集中、そして自己の置かれた状況の不十分な理解、それ故の抽象事項への思考の欠如は、大部分の人々に共通するものではあるが、知識人と非知識人において描き分けられているということも言える。

清末から中華民国初期の中国では、現在我々が思うような義務教育というものはない。そのため富裕階層は、例えば清末までは科挙試験に合格するために必要な知識の修得は行なっているが、そのような知識の修得に充てる生活面での金銭的余裕のない階層の人々は、文字の修得を始め、学問的知識を得る機会が極端に低く、それ故富裕階層と貧困層の間での知識量の差は非常に大きい。魯迅小説ではこの二つの階層の人々の行動の様相の違いは根本的共通性をはらみながらも、明確に描き分けられている。ここでは富裕階層であって、学問的知識修得の機会を与えられる人々を「知識人」、そのような機会がおよそ与えられない貧困層の人々を「非知識人」とし、魯迅の小説に基づいて彼らの行動原理の

9) 小説題名の和訳は『魯迅全集』第2巻(学習研究社、1984年)による。またこの他魯迅の小説の訳として参照したものは、竹内好訳『阿Q正伝・狂人日記』岩波文庫、1955年、同氏『魯迅選集』第2巻、岩波書店、1956年、高橋和巳訳『呐喊』中公文庫、1973年。なお『呐喊』は1923年、『彷徨』は1926年出版

10) 魯迅が人の精神の改革の必要を重大視していた点については、例えば前掲書で言えば、注(1)片山書310頁、注(2)丸山書121頁など。

共通性と相違点を示してみたいと思う。

まず「非知識人」の行動についてであるが、「非知識人」を代表するのは「阿Q正伝」の主人公「阿Q」であろう。「阿Q正伝」(『呐喊』)は魯迅の代表作であり、その内容もよく知られているものだが、本稿の論述上の関係からここに内容を簡単に要約して挙げる。

阿Qは未荘という村の土地廟に住み、その村の日雇い仕事で暮している出身地も、姓も名も今となってはわからない貧しい男であった。阿Q自身は十分な自尊心を持っているのだが、どの村人たちからも、自分より下位の人間と見做されている。他の人間と同様に、阿Qは相手が自分より弱いと思えば居丈高な態度にでるのだが、なぜか必ず相手にやられてしまうのである。ひげの王などは阿Qからすれば頬にべったりひげをはやした男で、見られたものではなく、軽蔑の対象でしかない。そこでけんかを吹っかけたところ、逆に壁に頭をぶつけられた。このような扱いを阿Qは受ける。

誰よりも下位の人間と見做されるなら生きてゆく気力を失うのではないかと懸念されるが、阿Qは決してへこたれない。殴られようが、壁に頭をぶつけられようが、「せがれに殴られたようなものだ、世の中はなっていない。」と考えることによってすぐに立ち直るのである。そのような阿Qが唯一優位に立てるのは、年若い尼に対してであった。唾を吐いても、頬を思いっきりつねっても、相手が腕力に打ってでることはないからである。しかしこれはあくまで例外的な存在であり、阿Qは自分がどれだけ心の中で見下している人間であっても、その人物に対して決して勝てることはないのである。

この踏まれても踏まれても永遠に満足して生きてゆくことのできる、すばらしい精神構造を持った阿Qがある時日雇い先の女中に言い寄ったということで、日雇い先から叩き出される。この事件は阿Qに大きな災いをもたらした。未荘のどの家からも日雇いの声がかからなくなったのである。生きてゆけなくなった阿Qは都市部に出かける。そして大金を手に再び未荘に帰って来た。

この帰村は阿Qに大きな変化をもたらす。阿Qが都市部から持ち帰った体験談、そして特に持ち帰った品物が、人々の十分な畏敬の念を引き起こしたのである。ところがこれも長くは続かなかった。阿Qは都市部での夜盗のほんの端役を務めたにすぎず、二度と盗みをしそうにないことが村人たちに知れたからである。そしてその頃革命党が都市部に入ったとの噂が立つ。

ところで阿Qもものを考えないわけではない。未荘で「長凳」と呼ぶ腰掛けを都市部では「条凳」と呼んでいるのは、都市部の人間が間違っていると考えた。自分にも跡取りが必要だ、そのためには女がいなければならぬと考えた。誰も阿Qを日雇いに雇わなくなった時は小Donのせいだと考えた。いよいよ食べていけなくなった時には都市部に行こうと考えたのである。そしてついには未荘を含む一帯で有名な拳人旦那や、村人たち

が革命党に恐怖を抱いていると知ると、阿Qは革命も悪くないと考えた。そこで阿Qは革命に加わろうと考えるのである。阿Qは革命の意味がわかっているわけではない。

ところがこの頃未荘の富裕家が革命党による掠奪にあうとの事件が起きる。そして阿Qはこの掠奪事件の一味として捕えられ、取り調べを受ける。自分が捕えられた状況の把握もできず、何もわかっていない阿Qは、わからぬままに取り調べを受け、何もわからぬままに一枚の紙に丸を書く。これにより阿Qの罪は確定し、翌日には引き廻しのうえ、銃殺刑に処せられたのであった。

以上が阿Q正伝の内容の要約である。この中では阿Qを代表とする登場人物が、自分が属しているところの国家がどのような状況にあるかを理解するわけでもなく、まして国はどうあるべきか、社会の秩序とは、人として生きるとはなどと、およそ思考することなく、如何に直接・具体的事項のみを考えて日々を過しているかが描かれている。そして何一つ理解しているわけでもなく、何一つ思考するわけでもない、つまり非理解、無思考の「非知識人」=阿Qが、それ故にその命を落とすに到る悲劇の過程が描かれている。しかしそれは阿Qにとっては悲劇であるかもしれないが、他の未荘の人々にとっても、阿Qの引き廻しを見物していた都市部の人々にとっても特に悲劇ではなかった。未荘の人々はみんな阿Qが悪いのだ、銃殺されたのは彼が悪い証拠であり、悪くないなら銃殺されるはずがないと言い、都市部の人々は銃殺は首斬りほど見映えがせず、引き廻しの間歌一つ歌えない死刑囚など付いて回っただけ損であったと不満を唱えたにすぎない。その後阿Qは誰からも思い出されることもなかったのである。

このような非理解、無思考の「非知識人」の姿が「阿Q正伝」では描かれ、そしてそれは魯迅の他の小説でもしばしば描かれる。

「風波」(訳名「波紋」、『呐喊』)では、清朝滅亡後の張勳の復辟の際のある村での、人々が右往左往する大騒ぎの様子が描かれる。この村の七斤は仕事でしばしば都市部に出かけ、都市部での革命騒ぎの時弁髪を切られてなくしてしまっていた。そのため今回起きた復辟の騒ぎの時に酒場の人々が、位に復した皇帝が弁髪が必要だと言っていると噂するのを聞き、不安に陥っている。するとそこへ三十里四方の唯一の名士兼学者で通っている趙七爺が、弁髪を垂らした姿でわざわざやって来て、弁髪がないと罪に当たると書物に書いてあると言ったために、七斤の不安は頂点に達する。これを聞いた七斤の妻は絶望し、夫に当たり散らす。七斤の家に集まってきた村人たちは、勝手に七斤の命はないと決め込み、日頃都市部の様子を知っていると、自分たちに自慢気に話していた七斤が法に触れたのも多少気味が良いとも感じる。しかし十日余りたっても特に変わったことが起こるわけでもなく、当の趙七爺がいつの間にか弁髪をやめ、頭の上に髪を巻き上げていることがわかり、村は以前と同じ平穏さを取り戻す。

また「長明灯」(『彷徨』)では南朝の梁の時代から着いているとされている村の土地廟の灯りを、一人の男が消してやると言い出したために起きた騒動が描かれる。土地廟の灯りが消えると、この村一帯は海になり村人たちはドジョウに変わってしまうと言われている。男が火を消そうとするのを村人たちが諫めようとするが、精神状態がおかしくなっている男には通ぜず、人々はどうすべきか額を寄せて知恵を絞り合う。結局は土地廟の空部屋にこの男を閉じ込めて、村には一応の平穏が戻るのである。

小説の舞台となっている時代は、清朝が滅び中華民国が成立するが、世の中は安定せず、軍閥の対立が続いており、一方で多くの思想家が建国のための改革を語り、白話運動など文化面からの改革を図る文化人の活動も非常に活発であった20世紀前期の頃である。しかし村落の人々にとってこのような動きは遠い世界のことであり、自分たちの村の中が生きるほとんどすべての空間であって、ひたすら一日一日の生活を送っていたのである。

この非理解、無思考の人々は、人の死を目の前にしても何かを考え始めるわけではない。阿Qが銃殺の前に引廻される時、沿道にひしめく人々の中には一部喝采の声を上げる者もあったが、大部分の人々は何を考えるわけでもなく、ただ阿Qを眺めていたのである。そしてこの人々の何を考えるわけでもなく、ただ眺める目こそが、阿Qを最も恐怖に陥し入れたのだった。

この様子をまた「示衆」(「さらし刑」、『彷徨』)も描いている。北京でさらし刑となった男の周りに瞬く間に人々が集まり、ただただ何が起きるかとその男を眺めている。何も起こる様子もないうちに人力車を引く一人の車夫が近くで転び、それを機に人々はバラバラと散ってゆくのである。

このように魯迅は、何かを理解しているわけでもなく、何かを思考しているわけでもない、非理解、無思考なる「非知識人」を次々と描き出す。

これに対して「知識人」は魯迅にどのように描かれているのだろうか。理解や思考において「非知識人」と違いがあるのだろうか。

「知識人」を主人公にしたものとして、まず「端午節」(「端午の節季」、『呐喊』)が挙げられる。方玄綽は「差不多」(「誰もそれほど違いはしない」=「似たようなもの」)が最近口癖になっている官僚兼教師の男である。彼は社会の中で憤慨を感ずるような事件に直面した時、「差不多」と口にすることによって、何事も気にせずやり過ごすことができる人間である。このことはまた自分自身にどれだけの不利益が生じようと、こうすれば生きてゆけるとの論法をとらせ、特に怒りの声を上げることなく終わらせる。そこで当時起きていた教員への俸給支払いの遅れに対しても、彼は官僚としての給料は得られるため、まだ生きてゆけるとして、支払い遅延については何も言わない。一方他の教員たちが俸給支払い要求運動を行ない、そのため軍隊に殴られる事態となり、しかしながらその結果なん

とか若干の俸給が支払われると、彼は何も骨を折ることはなかったが、やはり俸給は受け取るのである。しかしそのうち官僚の俸給も支払われなくなった。さすがの方玄綽も困り果てるが、できることは妻に鬱憤をぶつけることと、親しくもない知り合いに借金を申し込んで断わられることである。幸い数日遅れで俸給が支払われることになった。そこでついで酒を買って飲むことにした。

方玄綽もものを考えないわけではない。困り果てれば知り合いに借金を申し込もうと考えたのであり、その申し込みを断わられたことを妻に当然だと言われれば、去年同郷の男が借金を申し込んできた時、それを自分が断わったことを思い出したのであり、また富くじを買おうかとも考えたのである。

この方玄綽は、阿Qに劣らない卓越した精神構造を持っている。どれだけ不当な事に直面しようと、まだ生きてゆけると思い直して耐えることができ、正当な要求のために闘う人々を横目に見て暮らすことができ、また他人の奮闘により得られた利益はうしろめたさも感ぜず懐に収めることができるのである。そして阿Qと同様に、国はどうあるべきかなどについて思考するわけではない。つまり知識人といえども阿Qと同様、何かを思考するわけではないが、一方で日々の生活上の事柄については十分にいろいろと考えている。

何を思考するわけでもないが、十分に考えている知識人の姿は他の作品にも現れる。「幸福的家庭」（「幸福な家庭」、『彷徨』）の主人公は生活費の足しにするために「幸福な家庭」という小説を書こうと頭を捻っている。その合間に薪代を妻に渡さねばならず、泣き出した娘をあやさねばならず、気づけば背後に白菜が山積みになっている。

しかし次の二つの小説に登場する「知識人」は、これまでの二例と若干異なる動きをする。

「肥皂」（「石鹼」、『彷徨』）の主人公四銘は妻のために石鹼を買いに行くのだが、その店に居合わせた若者たちが、英語を使って自分を嘲笑したと憤慨している。そもそも四銘は今の世の中に不満である。西洋教育を行なう学堂ができ、また女子までもが学ぶ学堂ができたために、学生たちは道徳を失い、そして社会全体が道徳を失おうとしていると嘆く。この状況を改めさせるために四銘は友人たちと、新聞に儒教を重視し、頹廢した風潮を改め国粹精神を保つ必要を訴える嘆願文を載せようと考えている。そのような折に石鹼を買いに行き、憤慨することとなり、挙句の果てに石鹼をめぐって妻と一悶着が起きるのであった。

「高老夫子」（「高先生」、『彷徨』）の主人公高爾礎は新聞に発表した「中華国民はみな国史整理の義務を有するを論ず」が有名となり、またその直後に女学校の教員に採用された人物である。「高先生」ではこの高爾礎（爾礎はロシアの文豪高爾基にあやかって急據^{ゴリキー}改

めた字)の講義第一日目が描かれている。高爾礎は講義の準備が不十分なところに麻雀仲間が現われたために時間をとられ、また講義前のしばらくの時間も出迎えに現れた教頭のおしゃべりのためにおさらいができない。已むを得ずそのまま授業に臨んだところ、笑われているような気がする。終業のベルはいつまでも鳴らず、ついに準備した分を話し終えてしまい、彼の講義もそこで終わりとなった。自己の不首尾に対して苛立ち、腹立ちまぎれの中で、彼は女学堂など悪弊を助長するものと結論づけ、女学堂など辞めてやると心の中で呟くうち、麻雀に誘われていたことを思い出し、出赴けてゆく。

この二人の知識人、四銘、高爾礎は国の現状を憂えており、投稿をし、自分の意見を述べるのであるから、「端午の節季」の方玄綽や「幸福な家庭」の主人公が、自己の生活についてのみ関心を寄せていたこととは違いを見せている。しかし「石鱖」の四銘、「高先生」の高爾礎のいずれもが、当時の中国の置かれている状況を把握しているかと言えば、その点では方玄綽と、そして最も極端に言えば「非知識人」阿Qとさして変わらないことになるのである。中国はいつ他国に完全に支配されるかわからない状況にある。国民全体についてその力の底上げを図り、それによって国力をつけ、西欧列強や日本と対峙せねばならない時である。ところが彼らは、今まさに中国がどのような状況に置かれているかを十分に理解しているわけではないため、根本的な問題性を把握できず、それ故あるべき秩序について悩み抜いて思考することにはならず、伝統秩序の崩壊を嘆き、単なる伝統秩序への回帰を叫ぶしかないのである。

但し国の現状を憂う四銘や高爾礎の存在は、真の問題性を理解し、その問題を解決するために真剣に思考する知識人は極少数であろうが存在することを期待させる。この期待は「非知識人」層に対しては出てこないという点で、魯迅の描く「知識人」と「非知識人」には違いがある。このような「知識人」と「非知識人」の違いは見い出せるものの、しかしながら結局は自己の生活を左右することになる自国の置かれている状況を理解しているわけではなく、あるべき秩序、規範、人の生き方などをおよそ思考するわけではないということについては、大多数の知識人も阿Qに代表される非知識人もそれほど大きな違いはないということにもなるのである。

魯迅の小説の中では「非知識人」と「知識人」がともに登場することも多く、その場合には、理解することもなく、思考するわけでもない点における「非知識人」と「知識人」の共通性がよくわかる。

例えば「阿Q正伝」や「波紋」ではそれが示されている。

「阿Q正伝」に登場する村の富裕層である趙旦那や錢旦那の息子たちは科挙試験の受験生であった。彼らは革命党が近くの都市部まで来たことを知ると、自分たちも革命をせねばならないと相談し、尼僧のいる静修庵に押し掛け老尼を殴りつけ、「皇帝万歳万万歳」

と書いた竜牌を打ち砕く。この行動は、意味もわからず革命に加わろうとした阿Qとそれほど差はない。

「波紋」に登場した趙七爺は先程も述べたように、皇帝が再び位についたとの噂を聞けば弁髪を垂らし、何も起こりそうにないとわかるとまた弁髪を巻き上げている。これも自分自身で判断することはできず、噂話によって右往左往する七斤や七斤の妻となんら差のない行動である。

このように極一部の例外的「知識人」はいるであろうとの期待はあるものの、大部分の「知識人」と「非知識人」はものごとの本質や核心をおよそ理解することはなく、秩序、規範、生き様等々、抽象的事項に関して何かを思考するわけでもないという共通点を持ちつつ、日々の生活を送っているのである。もちろん日々生きてゆくための具体的な必要事項について、彼らは頭を使ってはいる。そして彼らに悪意はない。決して悪意はなく、非理解、無思考の中で黙々と一日一日の生活を送っているということである。ところが時にはそれが悲劇を生み出すことも魯迅は描いた。それが阿Q自身も含めた、理解もせず、思考もしない人々の行動の結果もたらされる阿Qの死であった。

そしてこの非理解、無思考ゆえに無神経且つ無意識に他者を抑圧し、時にはその人の死までももたらすこと、これが魯迅の描く人間のもう一つの側面なのである。この人による無神経、無意識なる他者抑圧を知るために、ここで「祝福」を見てみよう。

まず「祝福」(『彷徨』)の荒筋を述べる。「私」は久しぶりで故郷の魯鎮に出かけ、そこで祥林嫂にバッタリ出会う。この時「私」は祥林嫂に、魂は有るのか、地獄は有るのか、死んだ家族はあの世で顔を合わせるものかと尋ねられ、返答に窮し、「どうとも言えない」と言ってなんとかその場を逃れる。「私」はその後一晩自分の答えが引き金となって祥林嫂の身に何か起きるのではないかと、ひたすら不安に駆られる。そして翌日祥林嫂が死んだと聞き、祥林嫂の半生を思い起こすことになる。

ある年の冬、祥林嫂は夫を亡くしたため奉公に出るのだとの説明で、魯鎮の魯四老爺(四叔)の家で雇われることになった。四叔は彼女が寡婦であることが気に入らなかったが、妻の四嬸が気に入ったのである。祥林嫂は口数が少なく身の上はよくわからなかったが、働き者であったので四嬸は満足し、魯鎮の人々の間での評判も良かった。

ところが三カ月余り立ったところで祥林嫂の亡夫の親族がやって来て、無理矢理彼女を連れ戻してしまう。そして祥林嫂はさらに強制的に再婚させられたのであった。しかし嫁ぎ先で祥林嫂は男の子も生まれ、幸せになったようであった。ところがこの幸せも長くは続かず、四年ばかりで夫にも息子にも死なれ、祥林嫂はもう一度雇ってもらえないかと四叔の家に現れる。祥林嫂の幼い息子が狼に襲われて命を落とした話に同情し、四嬸はもう一度彼女を雇うことにした。ところが今回の祥林嫂は、以前のような四嬸を満足させる働

きのできる者ではなくなっていた。

四叔はやはり祥林嫂を雇うことに不満であり、再婚したような者は良俗を破る者であるから、先祖を祀る時の仕事に加えてはならないと指示する。一方魯鎮の人々はしばらくの間は、祥林嫂が息子の死について語ることを好んで聞きに来たが、同じ話に聞き飽きると祥林嫂を疎んじ始める。繰り返し息子の死を語ることは、祥林嫂が悲しみを癒し、立ち直るために必要な過程であったのだろう。同じ経験を持つ人間であればそれに耳を傾けることも可能であったかもしれないが、そうでない人にとっては、二、三度同じ話を聞けばもう十分であったのだ。

或る日柳媽が祥林嫂の額の傷を問題にする。この傷は再婚の拜礼の式の時に祥林嫂が暴れ回り、線香机の角に額をぶつけてできたものである。そして柳媽は、あの世で二人の夫がお前の取り合いをするだろう。そうなる閻魔様はお前を鋸で二つに切り分けるだろうと言い、その罪を清ぐには土地廟に敷居を寄進するとよいと注告した。

この日以降魯鎮の人々は祥林嫂の額の傷を話題にする。祥林嫂は人々の好奇の目を無視し、ひたすら働き、一年足らずで土地廟に敷居を寄進した。この時祥林嫂は見違えるほど生き生きとした。しかしこの後の四叔の家での先祖の祀りの時には、やはり何も手に触れさせてもらえなかった。これを機に祥林嫂は全く気力を失ってしまい、その後には四叔の家からも暇を出され、結局は野垂れ死することになったのである。

以上が「祝福」の荒筋であるが、祥林嫂が死ぬまでに、魯鎮の人々で彼女を死に追いやるろうと考えた人はおそらく一人もいないであろう。人々は彼女が同じ話を飽きるほど繰り返したので疎んじただけであり、彼女の額の傷に興味を持ったためにかかっただけである。祥林嫂の周りにいた「非知識人」たちは、理解することも、思考することもないのであるから、自分たちの行為が彼女を追い詰めるなどとは考えない。ましてや祥林嫂がなぜ強制的に再婚させられねばならないのか、そのような強制がなぜ許されるのかなどと、己れ自身の頭で疑問を生み出すことはない。なんら思考することなく、その結果なんの悪意もなく彼らは行動しただけである。但し「知識人」の四叔は朱子学からでてきたという、女性の再婚は守節に反するとの考えに基づいて行動しているので、意識的に知識に基づいて行動しているとの点では、「非知識人」と違いがあると言える。しかし四叔は自分自身の目の前にいる祥林嫂の苦しみを感じ取るわけでもなく、まして自己の持つ知識に対し、なぜ再婚は悪いという考え方が生まれたのか、本当にそのようなことが言えるのかと、疑問を呈するわけでもない。やはり非理解、無思考という点で四叔も他の人々とほとんど変わらないのである。そのような非理解、無思考の人々が無意識のうちに生み出す抑圧によって、祥林嫂は死へと追い込まれていった。これが祥林嫂の悲劇であった。

ところで何ら理解するわけでもなく、思考するわけでもない点で、大部分の「知識人」、

そして「非知識人」の間にそれほど大きな違いはないが、逆に非理解、無思考の知識人の方が他者抑圧において、より深刻な問題を生み出すことを示す魯迅小説もある。「離婚」(『彷徨』)である。

「離婚」は、離婚をめぐる長年の紛争が、七大人という人物の登場によって決着がつくという話である。愛姑は夫が浮気をし、離婚を持ち出されている。しかし愛姑は自分自身に非はないと思っているため、単に「別れた方がよい」と勧められても納得できないのである。なんとか夫とその家族の方に問題があることを認めさせたいがために、離婚の勧めに頷かず三年もたってしまった。そこでこれまで仲裁に入っていた慰老爺が、さらに七大人という親戚を仲裁者に立てた。その七大人による仲裁の場が「離婚」では描かれる。

愛姑は読書人である七大人は公平な裁きをなさる方に違いないと思い、自分がこれまで嫁ぎ先でどれだけ苦勞をしたかを訴えようとする。そして七大人の面前で夫やその家族の行状を述べたてるが、七大人の一喝でその声は封じられ、縮み上がった愛姑は離婚すると言ってしまう。そうすることでこの一件は落着いたのであった。

七大人は県知事と義兄弟である。その權威に愛姑と共にやって来た父は最初から威圧されていたが、愛姑はそれに気づかず、大喝されて初めてその威光に気づいたのである。それに気づけばもはや七大人の言葉に従うほかはない。

この七大人の行為が非理解、無思考の知識人の悪しき行為の例である。目の前にいる愛姑が何を訴えようとしているのかについて、思いをめぐらせることは全くないのである。彼女の言葉に耳を傾けるつもりはなく、舅・姑から出て行けと言われた嫁が出て行くのは、洋の東西を問わない決り事だというのが七大人の意見であった。ただ七大人は夫の側に、愛姑の家に払うべき銀貨をさらに十元上乘せさせた。

愛姑は七大人は読書人であるから、これまで仲裁に入っていた慰老爺と異なり、自分の話を十分聞き、嫁ぎ先の人々の非を認めてくれると考えたのだが、その期待は見事に裏切られる。彼が非読書人と異なる点は理解や思考に優れているということではなく、頼りうる權威を持つということであったのだ。

さて以上魯迅に描き出されたところによれば、人とは非理解、無思考なるものであり、また非理解、無思考である故、無神経且つ無意識に他者を抑圧するものである。そしてこの点については「非知識人」と「知識人」にそれほど違いがないこともわかる。一方で魯迅の小説は「知識人」については例外的な存在があることを期待させる。そして確かに魯迅は「知識人」の中には極一部この枠に当てはまらない例外的な存在があることも描いているのである。その点を知るために次に、「知識人」の苦惱を描いた魯迅の小説を見てみよう。

「知識人」の苦惱を描いたものに『呐喊』所収の「孔乙己」や「白光」、『彷徨』所収の

「在酒楼上」（「酒楼にて」）や「孤独者」がある。

「孔乙己」では、科挙試験のための地方段階の試験さえ通過できなかった、人々から孔乙己と呼ばれている男が登場する。孔乙己は生計を立てることができず、盗みを働いて日々を送っている。しばしば立ち寄る居酒屋では、裕福といえない階層の人々のからかいの対象であった。或る日盗みを働いてついに足を折られた孔乙己は、いざって酒を飲みに来たのを最後に姿を消した。死んだのだろうということである。

「白光」の登場人物である陳士成も、科挙試験のための地方段階の試験に長年合格することのできない男であった。十六回目の試験に落ちた日の翌日の夜明け前、陳士成は憑かれたように外に飛び出してゆく。さらにその翌日、湖に死体が浮いているのが見つかった。これが陳士成だと言う人もいた。

「孔乙己」と「白光」では科挙試験という制度の存在に適應できなかった男の姿が描かれているのだが、彼ら自身の努力や発想の転換で自分を救うことはできたかもしれないと思わせるものがある。

しかし「酒楼にて」や「孤独者」では、自分自身の力だけでは何ともしがたい抑圧の中に沈んでゆく知識人の姿が描かれている。

「酒楼にて」は「私」が十年ぶりに友人の呂緯甫に偶然出会った時の話である。呂緯甫はかつては「私」と中国を改革する方法をめぐる激烈な議論を戦わせた友人であった。しかし今の呂緯甫は、二言目には適当にやるだけさと言う男になっていた。

「孤独者」に登場する魏連受も中国の改革に情熱を持っていた人物である。魏連受は度々文章を発表したのだが、それが彼にとっては不利に働く。忌憚のない意見を述べる者に対しては、正面から議論をいどみ、論争により、より良い見解を導こうとするのではなく、背後から真綿で締めつけるかのようにその人物を排除してゆくという、しばしば見られる状況が魏連受にも生じたのであった。魏連受を攻撃する匿名の文章が地元の小新聞に載るようになり、教育界でも彼に関する悪意の風評が流れるようになる。そしてついに彼は中学堂の校長から首にされる。職も見つからず、かわいがっていた大家の子供たちからも声をかけると逃げられるまでになった。追い詰められた魏連受は軍人の顧問となり、給料を手にするようになる。これは彼にとって敗北であった。自嘲的生活を送る魏連受であったが、それも一年ばかりで、彼の死によって幕を閉じることになった。

以上の孔乙己と陳士成、呂緯甫と魏連受はいずれも苦悩を抱える知識人である。このうち後者の二人は現在の自国の置かれた状況を理解し、改革が必要だと感じ、そのために自身の頭で思考し、行動した人物であった。しかし彼らはそれ故に、苦しみを抱えねばならなかった。彼らは状況を理解し、そして何をなすべきかを思考し、行動したために周囲からの締めつけを受けることになったのである。この締めつけに抵抗すればするほど、自己

の生命は細ってゆくのである。生きてゆくには、およそ改革の必要を感じることなく、理解も思考もしない周囲の人々と同様の生き方を選ぶしかないのであった。

つまり「知識人」、「非知識人」を問わず大部分の人間は、非理解、無思考なる存在であるので、万一その中で一人が理解や思考をしようものなら他の人々により命を奪われる。よっておよそ改革などを行なおうなどと考えるはいけないということになる。では非理解、無思考の集団の中にあっては、理解せず、思考せずを貫けば、天寿を全うできるのであるか。実はこれも保証のあることではなく、何も理解しておらず、何も思考していないが故に命を落とす阿Qも一方で生まれるのである。

結局このような非理解、無思考なる人の集団が結果としてある人間の命を奪う、これが魯迅の代表作「狂人日記」(『呐喊』)に言う、「人が人を食う社会」なのではないだろうか¹¹⁾。

日記によれば狂人は、野蛮だった頃の人間は皆人を食べたが、ある者は人を食べず、ひたすら改善に努め本当の人間になったが、ある者は改善することもなく未だに人を食べていると言う。また狂人は、人を食う人間はどんなことでも行ない、誰であっても食べてしまい、共食いさえすると言っている。狂人は、人を食う人間には二種類あり、一つは昔から人を食べてきたのだから食べるのが当然と思っているものであり、もう一つは食べるのはよくないと気づいているが、食べたいことを改められず、それを他人に指摘されないかと脅えているものであると言う。さらに狂人は、人を食う人間は自分を改める気はなく、ねらった獲物には気違いという名前を与えておいて、食べてしまっても誰も非難しないように、前もって手回ししておく巧妙さを持つと言うのである。狂人はせめてもの抵抗として叫ぶ。お前たちは自分を改めないと食べられてしまうのだ、そのうちに本当の人間に滅ぼされてしまうのだと叫ぶのである。

この人を食う人々、つまり自分を改善する必要性に気づくことのない人々、或いは気づいても改めるつもりのない人々に、魏連受は食べられてしまったのである。魏連受だけでなく、何一つ変わろうとしない人々の中で、孔乙己も、祥林嫂も、阿Qも消えていったのである。

魯迅の描いたところによれば、社会に生きる大部分の人間は理解するわけでもなければ、思考するわけでもない。またその社会では極一部の理解し、思考できる人間が存在するものの、彼らは大部分を占める非理解、無思考の人間に、寄ってたかって消し去られるので

11) 「食人社会」については、「儒教が人を食う社会」との言い方もされるが、筆者は直截に「人が人を食う社会」と表現する方が、より適合的だと考えている。この点については前掲書で言えば、注(1)片山書 279-282 頁、注(2)丸山書 137-142 頁でも、人を食うものを儒教に限定していない。なお「食人」は原文中国語では「喫人」である。黄繼持編『魯迅著作選』臺灣商務印書館、1995 年

ある。ところが一方で何も理解も、思考もしていない人間も、時には自分自身の非理解、無思考に帰因する場合も含めて、その中で消えてゆく。この大多数を占める非理解、無思考の人間、この人間を改めさせることができない限り、中国の改革など不可能ではないかと魯迅は訴えたのであろう。そう考えた時、狂人が、ほんの一步向きを変え、改めさえすれば太平になれるのだ、と言うことの重みが伝わってくる。しかし魯迅はまたこの人間を改めることの困難さも十分実感していた。それ故呂緯甫や魏連受にあれほど苦しませ、彼らを真の改革の必要性の理解さえできぬ人々の餌食とさせたのである。

ではこのような人間像を描き出す魯迅は、一体どこに希望を見出したのであろうか。実は何も理解しておらず、何も思考するわけでもない人々であっても、彼らは優しさを持っている。「薬」(『呐喊』)に登場する華大媽は結核を直すために、刑死者の血に浸した饅頭を息子に食べさせる。効果があろうはずはなく、息子は間もなく死ぬ。この華大媽は息子の墓参りに行った時、死刑囚や獄死者の墓の前で呆然としている老女に駆け寄っている。「明天」(『明日』、『呐喊』)では、幼い息子を病気で失う貧しい単四嫂子が描かれる。彼女はおみくじを引き、願をかけ、薬も飲ませてやったが、息子の容態は重くなるばかりであった。ようやく漢方医のもとに駆けつけるが、息子は死んでしまう。この単四嫂子の息子の葬儀のため、向いの王九媽は細々としたことすべてに骨を折っている。

そして「一件小事」(『小さな出来事』、『呐喊』)では、貧しい車夫の持つ優しさ、他人への配慮の心が「私」を打ちのめす。ある風の強い日、「私」の乗った人力車の前に、突然貧しい身なりの老婆が飛び出し、車の梶棒に触れて倒れる。「私」は老婆が怪我をしていないと思い、見ている者もないことから、そのまま行くように車夫を促すが、車夫は老婆を助け起こし、腕をとって派出所へ向ってゆく。この小さな出来事はこの後、常に「私」を恥じ入らせるとともに、心を新たにさせ、また勇気と希望を与えてくれるのであった。

この優しさは子供たちも持っていた。「社戯」(『村芝居』、『呐喊』)では、少年時代の「私」が母の実家に里帰りした時、村の子供たちと舟で、他の村で催される芝居を見に行く話である。実家の舟の手配が間に合わず、芝居を見に行けなくなりしょげている「私」のために、村の子供たちが知恵を出し合い、村の乗合舟を自分たちで操ることにしたのである。

「人が人を食う社会」が変わることの難しさを痛切に感じ取っている魯迅にとって、この人の持つ優しさ、他人への配慮の心が唯一勇気と希望を寄せさせてくれるものだったのではないかと。そしてその希望はとりわけ子供たちに向けられた。この社会が変わることを期待するには次の世代の子供たちに希望を託すしかなかったのだ。「孤独者」の魏連受は、子供は天真で、中国に希望があるとすればこの点にしかないと言っており、「狂人日記」

の狂人は、人を食べたことのない子供はまだいるのだろうか、子供を救え、と書いて日記を終わらせる。そして「故郷」(『呐喊』)では、「私」は故郷を後にしつつ、「私」とかつて共に遊び、「私」にとって美しい思い出を与えてくれた閩土との間が、かくも隔たったことを認めざるを得ないのだが、しかし「私」の甥と閩土の息子の世代が、自分たちがまだ経験したことのない新しい生活を持つことに希望を託すのである。

魯迅の描き出した人間像は、我々にとって重く、辛いものである。しかし同時に魯迅は人の持つ優しさや他人への配慮の心を示し、そして「希望」は決して否定しなかった。「故郷」の最後では、希望とは地上の道のようなものであり、もともと道はないが、歩く人が多くなればそれが道になると言う。また『呐喊』序では鉄の部屋の例えを掲げ、希望は抹殺できない、希望は将来にかかわるものであるのだから、それが無いに違いないという私の証明によって、希望は有りうるとする意見を説き伏せることはできないとしている。

以上のような、魯迅が希望を託した側面も含めた人間像、つまり非理解、無思考、それ故に無神経且つ無意識に他者抑圧をなす者であるが、しかし一方で配慮の心を持つという人間像は注目に値する。なぜなら魯迅の描く人間像に注目した時、現在法律学の分野で問題提起され、学問方向として追究されている事柄の意味が明らかとなり、そしてその学問的追究が相互につながりあっていることが感じられてくるからである。

そこで次章ではこの点に触れつつ、分析を進めたい。

II. 届かない「声」

1 魯迅～フェミニズム～「語り」、「傾聴」、「法の技法」

本章では魯迅の描く人間像を前提に「近代法」の再考を試みるつもりであるが、そのためにまず、魯迅の描いた人と法理論の展開の関係について見てゆくことにする。

魯迅の描いたところによれば、人とは極一部の者を除けば、非理解、無思考なる存在である。この非理解、無思考なる人は、何も理解しておらず、何も思考していない故、極一部の貴重なる理解し、思考する人を食べてしまう。ところがまた一方で、自分たちと同様な非理解、無思考な人間も、何かを契機として食べてしまうのである。

「食べる」という生々しい表現を控えるなら、非理解、無思考なる人は、無神経且つ無意識に他人を抑圧してゆき、ついにはその命を奪いさえすると言える。そして人によるこの無神経且つ無意識なる他者抑圧は、フェミニズムが問題とするところである。そのフェミニズムと法理論との関係の重要性については、しばしば指摘されている。この点を我国

において見てみると、例えば筆者が別稿（前掲注(4)）で論じたように、フェミニズムの論ずる「主体」と、法律学において展開されている「主体」論が、自律を前提とせず、動的主体像に基づく点で、密接に重なり合っていることがわかる（この点後述）。そしてその「主体」は魯迅の描く人間像を念頭に置くと、また理解が容易になるとも言える。このように魯迅の描く人間像に基づくことは、フェミニズムと法理論の展開の中に見られる問題意識の共有点を見い出すことを可能にする。

また魯迅が唯一望みをかけた人間の側面、人としての優しさ、他人への配慮という点についても、法理論の展開との関係から追究する必要性を感じる。関係性の中で権利を捉え、共同体の持つ利点も活かす形で共同体と個人との関係を問い直そうとするところから、「配慮の倫理」と法制度の接合を試みることを重視する主張がみられるからである¹²⁾。

さらに筆者がかつて論じたところであるが、民事訴訟法の「第三の波」論派やそれに呼応する側面を持つ論者たちにおいても、人を基点とする理論の展開が見られた。この点に関して言えば、また、リベラリズムに異議申し立てを行なった共同体主義を論ずる時、両者に見られる人間観の相異が指摘されている。ならば非理解、無思考なる人間、無神経且つ無意識に他人を抑圧する人間、しかしその一方で配慮の心を持つ人間を基点に据えると何が見えてくるのかという視点で分析を進めることも、やはり意義あることに感じられる¹³⁾。

このように魯迅の描く人間像を目にする時、その人間像と我国における法理論の展開との関わりが様々に予想される。ただこれらすべてにここで言及することは不可能であるので、本稿では別稿でも取り上げたところであるが、無神経且つ無意識な他者抑圧者としての人の問題をもう一度取り上げ、さらなる検討を行なってみたい。そしてそれはまた魯迅の描く人間像が指摘する問題点を一層明確化することにつながるとも言える。

さて、では魯迅が描いた人による抑圧の問題を可視化したものがフェミニズムであり、フェミニズムと我国の法理論の展開には密接な重なり合いが見られるとの点につき、筆者が別稿で述べたことをここでもう一度簡単に掲げておく。

12) 高井裕之「関係性志向の権利・序説—アメリカにおける墮胎規制問題を手がかりに(1)(2)(3・完)」(『民商法雑誌』99-3, 1988年, 99-4, 1988年, 99-5, 1989年)

13) 「第三の波」論派やそれに呼応する論者の説については、拙稿「現代中国大陸民事裁判理論の課題と伝統中国法の視角」(『名城法学』49-1, 1999年)第2章

リベラリズムと共同体主義の人間観の違いを平易に解説するものとして、植木一幹「共同体主義の挑戦—個人と共同体」、同氏「多文化主義と差異をめぐる政治」(平井亮輔編『正義—現代社会の公共哲学を求めて』嵯峨野書院, 2004年)

また共同体主義の本質は人間観にあるとして、この点をチャールズ・テイラーの説について分析するものとして、田中智彦「チャールズ・テイラーの人間観—道徳現象学の観点から」(『早稲田政治公法研究』46, 1994年)

フェミニズムは現段階においてはもはや男女の性的差異と思込まれていたものの欺瞞性を暴き出すのみならず、人間の持つ抑圧性を問う理論となっている。フェミニズムはその一つの理論的到達点として、主体が言説により形成されているとの視点に立ち、それゆえ一人の人間を確立された統一的個体とは捉えず、断片の集積と捉える見方を生み出した。この発想の下では、「主体」は自律的や自立的或いは理性的とはおよそ言えないものであることが自覚され、そのような「主体」のなすものが「自己決定」であるとの立場から、「自己決定」が論じられることにもなる。

このような自律的や自立的或いは理性的とは言えないものとしての「主体」の捉え方、所謂「近代的主体」と等号化できない「主体」に着目すること、また「自己決定」とはこのような「主体」が行なうことだと捉える発想は、我国の法理論研究においても大きな要点となっている。

つまり現実の社会に生きる人は、周囲との様々な関係性の中にあり、他者との相互作用、それ故の内面的葛藤で揺れ動き、その中でようやく一つの決定を行なっているのであり、その「人」はおよそ「自律的、理性的主体」からはかけ離れた存在であるとの主張がなされている。そしてこのような「動的主体像」或いは「物語的主体像」に基づき「自己決定」を考えるとところから、一つには周囲からの関与の仕方が問題とされる。本人がなす「自己決定」への、法律家も含めた周囲からの関与者の望ましい関与のあり方が問題になるのである。その関与のあり方は、「自己決定」をなそうとする者に「支援」をなすこととされる。

この「支援」とは、「自己決定」をなす本人への干渉でもなく、パターンリズムでもなく、本人自身が自己の判断で決定をすることを、側で寄り添うことで支える役割といえる。このような「支援」をなすことは決して簡単なことではない。最終的に決定するのはあくまで当事者本人であることを前提にしつつ、そこに至る過程で揺れ動く本人に干渉でも過保護でもなく、本人にとって最も望ましい形で接していくことが求められるからである。

そこでこの決して容易ではない「支援」をなすためには、法律家を含めた関与する者には何が重要となるのであろうか。それは「自己決定」をする人の声に「耳を傾ける」ことであり、また人の声を固定化して捉えることを避けるために、それを「語り」として捉える発想を持つことである。

ところが法律学においては、ここで一つの困難が生ずる。今述べたような「主体」や「自己決定」、また「支援」、「傾聴」、「語り」という固定化・既定化を避けるために生み出された概念と、普遍性、安定性を大きな要素とする法制度との接合を図らねばならなくなるからである。そこでこの問題の解決のために「法の技法」が唱えられている。

以上が別稿で述べたことである。

本稿では別稿で検討が十分とは言えなかった「傾聴」、「語り」、「法の技法」について、さらに考察を加えてみたい。なぜなら現在は「近代法」の枠組みに収まりきれない人々の声が多様な形で吹き出しており、その問題への対応が法律学の様々な分野で試みられており、その一つとして生み出されたものが「傾聴」、「語り」、「法の技法」である。そして魯迅の描き出した複雑、多面的な人間、そしてそれ故、無神経且つ無意識に他人を抑圧する人間、この人間は、所謂「近代的主体像」とかけ離れた現実の人の姿であり、そこに「傾聴」、「語り」、「法の技法」の論者たちの前提とする主体像との共通性を感じる。その意味からも、魯迅の描く人を念頭に置きつつ、「傾聴」、「語り」、「法の技法」をさらに考察したいと思うのである。

そこでまず「語り」、「傾聴」についての先行研究を見ておかねばならない。ところが「語り」に対する分析手法は多様である。そのためそれらすべてに触れる余裕はないので、ここでは動的主体像或いは物語的主体像に基き、「近代法」が無意識に切り捨てたものに目を向け、暗黙のうちに「近代法」の下での制度が押しつける抑圧からの解放を目指すために、人々の「語り」に着目する論者の説に沿って論を進めたい。

但しこのような論者においても、その論ずる立場にはまた違いがある。

例えば和田氏は、「近代法」の下での法的言説を当然視することに非常に批判的であるために、法の世界と日常性の交錯、その相互作用に着目し、そのために「声」、「語り」を重視する。和田氏は法言説が日常的言説に優越するとの前提には立たず、そこに見られる権力作用に敏感であることから、いわばそれに抵抗するために、日常的言説を取り込んだ、定型化されることのない紛争の解決を目指してゆく¹⁴⁾。

また山本氏は、「近代法」の枠組みからはみ出す人に自覚的であり、日常性と法の循環関係を意識する点を和田氏と共有する。しかし山本氏は「法化」社会に対する「私的自治」の活性化の重要性を根底に置くところから、内面的葛藤に揺れる人の「自己決定」を「支援」し、そのために「傾聴」を重視し、そして「語り」にも目を配る¹⁵⁾。

この他棚瀬氏は、この二人と共有点を持ちつつも、法の自律性の下での法言説が、依頼者の目的の実現のために、なしうる限りの法的武装のみを行なう党派的弁護士を生み出しているとの問題を指摘し、その打開のために法の物語に着目する¹⁶⁾。

さて、ではこれらの論者の説に基づき「語り」、「傾聴」に着目すると、これらの先行研究にはある共通した手法が見られることに気づく。それは法律家ではない人々、つまり法

14) 和田仁孝「法廷における法言説と日常的言説の交錯—医療過誤をめぐる言説の構造とアレゴリー」(棚瀬孝雄編著『法の言説分析』ミネルヴァ書房、2001年)

15) 山本顯治「非援助の支援と民事法学—法・コンテクスト・技法」(和田仁孝・櫻村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社、2004年)

の「素人」が現実に発した言葉を取り上げ、その言葉を、耳を傾けて聴くことの重要性が説かれている点である。ところがそれ故に、一つ用心しなければならないことがでてくる。それは意味不明の言葉を発する素人、或いは何が言いたいのかまだわかっていない素人と、その言葉に耳を傾け、意を汲みとろうとする法律家という、固定化された構図でこの問題が理解されることである。法律家にとって声を聴くことが重要なのではあるが、このような構図が固定化され、「素人」は何を言いたいかわからない状態であるので、「法律家」はその「語り」に耳を傾けるべきだとの意味で捉えられてしまうなら、これらの論者たちの意図とズレを生じ、本来の問題点が弱められてしまうと思われる。つまり当事者がたとえ理路整然と自己の主張をしたとしても、やはりその声が法律家に届かないとの現実問題の存在が意識されなくなるのではないかとの危惧が生ずるのである。

今問題になっているのは、素人は直ぐには理解できないことを言いがちなので、よく話を聞くべきだ、ということではないのであって、人に向き合い、人を裁くことに関わる法律家が、声を聴くには何が必要かということなのである。そしてこの問題の重大さを示すように、如何に言葉を尽しても、法律家にその声が届かぬことを懸命に伝えようとしている文献がある。^{フタツギ}二木雄策『交通死』である。これは本人も何が言いたいかわからないという状況に比べると、ある面ではより事態は深刻に思われる。

そこでこの言葉を尽しても法律家に声が届かぬ問題の検討を通じて、「傾聴」、「語り」、「法の技法」をさらに考察するために、次に二木氏の『交通死』の一部を詳しく取り上げることとする。

2 『交通死』

『交通死』の描き出す問題の1つは、「人の声」がどうしても法律家に届かないということである。この場合の二木氏の声は、声にならない声、当事者自身も主張したいことがわからないというものとは異なる。また二木氏が、標準的日本語以外の言葉で話しているわけでもない。つまりかなり聞き取りやすい形で話されていると思われる言葉ですら法律家に届かないという問題である。

16) 棚瀬孝雄、前掲注(7)論文

この他、「語り」分析を通じて人々の日常行動と制度の接続を図ることを模索するものとして、西田英一「葛藤乗り越え過程における“人びとのやり方”—その語り口分析から」(『甲南法学』38-1・2, 1997年)

法の形式化された言葉が「語れない」人々を生み出すことを問題にするものとして、望月清世「ライトワークの語れなさ—法の言説分析と『語られないこと』の位置」(前掲注(14)棚瀬編著『法の言説分析』)

また現場での「語り」について、その「語り」自体を構造的に分析する手法も、一つの大きな方向性として存在する。例えば、北村隆徳「『トラブル』の物語分析—在米日本人に対する面接調査に基づいて」(『東海法学』24, 2000年)、櫻村志郎「『相談の語り』とその多様性」(前掲注(15)和田等編『法社会学の可能性』)

ここで『交通死』の内容を振り返ってみよう¹⁷⁾。二木氏の娘さんは、青信号に従って交差点の横断歩道を自転車で進んでいたところ、赤信号を無視して突っ込んできた普通車に横断歩道上で撥ね飛ばされ、4日後に脳挫傷で死亡する。この事故では加害者の女性は、交差点の停車すべき停止線で止まらず、交差点の手前の横断歩道を走り抜け、さらに交差点も突き抜け、そして交差点の向こう側の横断歩道上を進んでいた被害者を撥ね飛ばしている。加害者が停止すべきであった停止線から、被害者との衝突点までの距離は39.1メートルであったという。39.1メートルは車で走り抜けるに要する時間はわずかなものであるかもしれないが、信号を無視して走り抜ける距離としてはかなりの長さである。つまりかなり大きな交差点を全く信号に気づかず走り抜けてしまうところであったのが、運悪く被害者が横断歩道上にいたため、そこでようやく交差点であることに気づき、慌ててブレーキを踏んだが、被害者を撥ねてしまったということであろう。このあまりにも慢然と車を走らせ、その揚句人を撥ねて命を奪った加害者の行動を知り、二木夫婦はその理不尽さに納得できないままである。(5-7頁)

娘を失った二木夫婦に対して、さらに別に大きな苦しみ、悩みを与えるのが、その後接することになる法律家の態度である。『交通死』には何人もの法律に関わる人間が登場するのだが、その中で最も長期間にわたり二木夫婦と接することになる、損害賠償額の交渉のために現れた加害者の代理人のA弁護士の行動を見ていく。

娘の死後、加害者が加入していた保険会社の社員と示談交渉が行なわれることになり、二木夫婦と保険会社の社員と加害者を交えた話し合いが1度行なわれる。そこでは次の機会に保険会社が賠償案を提示するということになる。但し話し合いがスムーズに行なわれたとは言えないとのことである。ところが約束していた日の前に、A弁護士から自分が加害者の代理人に選任されたとの通知が郵送で届き、この後は二木夫婦はA弁護士と交渉することになる。保険会社がなぜ直接交渉を避けようとするのかがわからない二木氏は、その理由を保険会社に電話で問い質すが、返答は得られなかった(87-88頁)。

このような経緯でA弁護士と交渉することになった二木氏はA弁護士との1回目の交渉の時に、娘の人生を語り、その娘を失ったことで受け止めねばならなくなった自分たち夫婦の無念さ、悲しみ、また憤激の想いを訴える(90-91頁)。

二木夫婦にとってはかけがえのない娘の命が奪われ、娘の命はどうしても取り戻すことができない故に、已むを得ずに金銭賠償で娘の命を償ってもらうことを承諾したのである。そのための賠償額を決定するためのA弁護士との交渉であった。

しかし1週間後再びA弁護士と会うと、A弁護士の態度は、「計算書」に基づく19歳

17) 二木雄策『交通死—命はあがなえるか』(岩波新書, 1997年)
本稿で取り上げた箇所は、適宜本文中に記す。

の女子大生が死亡した場合の賠償額を提示し、この賠償額で合意を取ろうというだけのものであった。弁護士の中で、加害者が亡き被害者に対する謝罪の気持ちを示すことこそが重要な意味があるのだ、との考えは見出すことはできなかった。結局 A 弁護士の目的は賠償額の妥決だけであったことを、1 回目の交渉時に加害者を同席させてほしいとの二木夫婦の要求を A 弁護士が認めなかったことの意味とともに、二木氏は十分に悟ることになるのである。

また後に二木夫婦は A 弁護士の提示した「計算書」が、A 弁護士との最初の交渉の 3 日前に出来上がっていたものであることに気づく。二木夫婦は最初の交渉時に自分たちが A 弁護士に娘に対する想いを伝え、そのことでせめて加害者が娘への謝罪の気持ちを示して欲しいと望んだことは、A 弁護士にとって何の意味も持たなかったことも改めて知ることになる (91-93 頁)。

2 度目の交渉で A 弁護士の提示した「計算書」の受け入れを拒否し、再考を促して別れた二木氏にとって思いもかけないことがおこる。神戸簡易裁判所からの呼出状が届いたのである。二木夫婦は亡くなった娘を 1 人の人間として扱うことを求め、女性だからという理由のみで男性と賠償額を差別すべきでないと主張はしたが、A 弁護士の示す「計算書」の受け入れを拒否したのは、それは娘を 1 人の人間と見て欲しいためであり (その背後にあるのは加害者による娘への謝罪の気持ちを知りたいことである)、A 弁護士の提示額より高額な金銭を求めるためではなかった。それ故加害者側と話し合うことで、この点はまだ理解してもらえらるはずと思っていたところへの呼出状である。そのため二木夫婦は、加害者が被害者を訴える形になっていることや、正当な理由なき不出頭は 5 万円以下の過料に処せられることもあるとの呼出状の文面も含め、大変驚くことになったのである (97-98 頁)。

この後神戸簡易裁判所で調停が行なわれる。計 6 回の話し合いが 10 カ月余りかけて行なわれたが、結局は双方の一致点を見出せずに終わる。

この調停の最初の話し合いの席で二木夫婦は「賠償交渉にあたって」という書面を提出している。自分たちが何を話し合いたいのかを調停委員と相手方弁護士に正確に伝えたいと考えたのである。その書面では二木氏は「この交渉は人間の生命に対する賠償を求めるものであって商取引ではないこと、したがってその金額は事故の犠牲になった娘の人間性を考慮して決めるべきであって、機械的・画一的に決められるべきではないことを主張した」と述べている。二木氏の叙述を見る限り、感情的にはなく、冷静に自分たちの意図はどこにあるのかを示しているように思えるのだが、この時も二木夫婦の求めているものは何かという点が、相手方の弁護士に理解されることはなかった。このことを二木氏は、A 弁護士が自分の提示した賠償額を上回る金額は 1 円たりとも払えないと主張したこと

などから、悟らざるを得なかった(100-101頁)。

調停が不調に終わったため、二木夫婦は民事訴訟を起こすことになる。但し亡くなった娘を人間として扱ってくれる弁護士を見つけ出す方法はなく、そのため二木夫婦は無謀を承知のうえで本人訴訟に踏み切った。二木氏は敢えて無謀な試みを行なうことにしたのは、「娘の死が機械的・画一的に処理されることに耐えられなかったからである」と述べている(106-109頁)。

訴訟は1995年1月12日に二木氏側から神戸地裁に訴状の提出がなされ、1996年2月6日に結審するに至った(193-194頁)。

二木氏側の主張は、「逸失利益の算定は、労働者の年齢別構成比をウエートにした加重平均ではなく、単純平均値を用いて行われるべきだ」(194頁)という点と、「損害賠償は抽象的なヒトに対してではなく、私たちの娘という特定の人間に対するものでなければならず、したがってその金額は事務的・機械的に算定されるべきではない」(201頁)という点であった。この二木氏側の主張は、現在の一般的になされている交通事故で人が死亡した場合の、損害賠償額の算定方法には、納得できないというものである。二木氏の現在の一般的な損害賠償額の算定方法に対する疑問と、自己の主張の根拠は『交通死』第6章、第7章、第8章に述べられており、その内容は非常に説得的に思われる¹⁸⁾。ただ本稿ではその問題に触れる余裕がないため、このままA弁護士との関係について見てゆく。

ところで二木夫婦の本来の主張は、信号に従い横断歩道を渡るといふ何の落度もない行動をとっていた娘が、常識では考え難い前方不注意の状態で運転を続けた加害者の車に撥ね飛ばされて命を奪われたにもかかわらず、加害者に謝罪の気持ちを示してもらえる機会もなく、ただモノに対する対価のように、これが現在のやり方だとの論法で、機械的に損害賠償金を支払うので合意せよと押しつけてくる加害者の態度に納得できないということである。しかし訴訟に持ち込まれた時点で、二木氏側の主張は先述の二点という表現をとらざるを得ないことになる。

先述のように主張することは、二木夫婦にとっては本来の意図から離れるように感じられ、抵抗感のあることであった。しかし被告側の弁護士にとっては、むしろ理解しやすく、対応しやすい主張と言えたのかもしれない。原告側の本来の想いは何かというような、あ

18) この他二木氏による逸失利益の問題を扱った論稿として、二木雄策「逸失利益は正しく計算されているか—経済学的視点からの検討」(『ジュリスト』1039, 1994年)、同氏「逸失利益は正しく計算されているか—最高裁平成17年6月14日判決の論理を問う」(『ジュリスト』1308, 2006年)

また1962年最高裁判決における女兒の逸失利益の算定についての判断を、裁判所の果たすべき正義にかなう規範の定立・維持の責務という観点から問題視するものとして、野崎綾子「日本型『司法積極主義』と現状中立性—逸失利益の男女間格差の問題を素材として」(井上達雄・嶋津格・松浦好治編『法の臨界』I, 東京大学出版会, 1999年)

る意味で漠然としたものに対するのではなく、ともかくそこに示された相手方の主張の根拠を崩せばよいとの前提で反論できるからである。A 弁護士は二木氏側の主張の根拠を崩すために様々な論法を用いたようである。例えば二木氏は逸失利益の算定には、初任給より全年齢平均賃金によることが妥当であると考えた。そしてその全年齢平均賃金の算定については、各年齢層での労働者数を計算に加えるため、時代において変動する進学率や退職率の影響も組み入れてしまい、女子と男子の間で大きな格差をもたらすことになる、加重平均を用いるのではなく、単純平均を用いるべきだと考えた。そこで先述の一点目の主張をしたのである。これに対し A 弁護士は、二木氏側の主張はアファーマティブ・アクションだと位置付け、「アファーマティブ・アクションは、マイノリティーに対して用いられるが、女性は人口の半分を占めており、マイノリティーとはいえない」、「アファーマティブ・アクションは生存している者をこそ優先処遇するものである」等の主張をしている（198-199 頁）。

しかしこの例を含めた一連の A 弁護士の主張は、二木氏側の納得を得ることはなかった。逆に A 弁護士は現行のやり方を守ることを認めさせるためには、女性は男性より劣った存在でしかないとの偏見に結びつくような表現、被害者をモノとしか見ていないととられたとしても仕方のない表現を平気ですることのできる人間であると、二木夫婦に確信させただけであった（194-203 頁）。

さてこの訴訟に対する判決であるが、それは逸失利益の算定には、初任給値を用いるものの、男・女の平均値を用いている。そこで死亡者が女性だからということで、女子労働者の賃金を機械的に適用することはなかったと言えるため、この点では二木氏の主張を容れたとも言える。しかし判決は、逸失利益の算定は単純平均を用いて行なうべきではないかとの主張に対しては判断を避け、未就労者の逸失利益を算定するには、原則として初任給固定方式を採用するのが相当と述べるのみであった。このため二木氏は自分たちの主張に肩すかしを食わせられたと感じ、裁判所とはこれまでのやり方については、それを採用することの確たる理由がなくとも、これまで使ってきたということで、そのやり方に疑問をはさむことはない所なのであり、従来やり方を守るためなら論理も無視する所なのだと感じたのである。そのため二木夫婦は地裁の判決を不合理な判決としか思えず、受け入れることはできないと考え、控訴する（203-209 頁）。

控訴審については、『交通死』の「あとがき」で触れられている。「あとがき」によると、逸失利益の計算においては単純平均を用いるべきだとの主張に対しては、やはり高裁も正面から判断はしなかったようである。しかし二木夫婦は、大阪高裁の判決文は二木夫婦の娘を一人の個性ある人間として扱うという姿勢を随所に示していると感じたところから、逸失利益の算定方法に関し、最高裁に判断を仰ぐべきではないかとの迷いを持ちながらも、

結局は控訴審の判決を受け入れることにする。

尊い命が奪われたにもかかわらず、加害者が謝罪の気持ちをほとんど示すことなく、また本来已むを得ず金銭で代替するとの意味で用いられたはずの賠償金であるが、その算定においてはモノへの対価の如くその金額が定められていき、あたかも亡き娘がモノとして扱われるかのようである。これらのことに耐えられずに起こした訴訟である。ようやく亡き娘が一人の個性ある人間として扱われたと、十分とは言えずとも感じられたことが、二木夫婦に一つの区切りをつけさせたのであろう。

こうして二木夫婦の訴訟は終わった。ではこれまで見てきたように、なぜ二木夫婦の声はA弁護士に届かなかったのであろうか。この問題については、節を改めて検討することとする。

3 届かない「声」

二木夫婦が本来求めたのは、二度とかえらぬ娘に対し、加害者はせめて謝罪の気持ちを示して欲しいということである。それ故加害者の代理人が現われ、計算書に基づき機械的に損害賠償額を提示するので受け入れよと言われても、納得はできなかったのである。このことがなぜA弁護士には伝わらなかったのか。二木夫婦がA弁護士の前で激情にまかせ、意味の取りようのない言葉を発していたとは、『交通死』を読む限りでは思えない。また調停の段階では二木夫婦は自分たちが何を話し合いたいのかを、書面に記して提出している。それでも調停委員やA弁護士には二木夫婦の声は届かなかったのである。

二木夫婦の声は実はA弁護士に届いてはいたのだが、A弁護士はそれでもなお訴訟に持ち込むべき事件であると考えたのだろうか。いややはり声が届かなかった故の行動ではないだろうか。もし1回目の交渉時にA弁護士に二木夫婦の声が届いていたなら、2回目の交渉でとる行動は異なっていたのではないだろうか。

筆者の思いつく限りで言えば、例えば2回目の交渉では加害者を同席させ、賠償額については現時点では保険会社の一般的な算定方法を直ぐには変更できないため、一般的算定方法に基づく額しか支払えないとの説明を十分に行ない、しかし少なくとも娘さんの一周忌までは加害者には月命日には必ず仏壇を拜みに来ることを約束してもらうということもできたのではなかろうか。もし心から詫びたい気持ちがあることが加害者に見い出せたなら、二木夫婦は賠償額の受け入れを拒否したであろうか。

またさらに逆昇って、このような対応をもし保険会社の社員がとっていたなら、その段階で二木夫婦が賠償額の受け入れを拒否したであろうか、とも思われる。

『交通死』を読むと、保険会社の社員との交渉が始まったところから、賠償額の提示→

合意しない被害者が現れた→弁護士に交渉を任せる→1, 2回の交渉→やはり合意しないので裁判所へ場を移す, と流れ作業のように場が移っていく. なぜ二木夫婦が賠償額に合意しないのかと, 保険会社の社員や A 弁護士が立ち止まって考える時がないのである. なぜ合意しないのかを問うことはなく, 合意しないとの事実が次の段階に進むことのみ安となっているかのようである. その中で二木夫婦の思いは置き去りにされたままで, 次へ次へと舞台が進んでゆく.

また加害者側は, 予定していた賠償額に被害者側を合意させることこそが目標となってゆく. 加害者側弁護士は自己の提案に合意しない人間を早く沈黙させようと, ひたすら突き進んでいるかのようである.

ところがさらに問題なのは, 弁護士が自己の目標に向かって邁進する過程で, 無神経に相手を傷つけるとの行動がでてきてしまう点である. 『交通死』よりその例を挙げる.

A 弁護士は二木夫婦との交渉の場への加害者の同席要求を拒否した. しかし調停の段階で再び二木氏側が加害者の出席を要求し, 調停委員もその主張を認めたため, 加害者は2回目の調停から, 調停に出席することになった. ところが A 弁護士は一方の刑事裁判においては, それまでの経緯には触れず, 調停の席に加害者が出席している点だけを取り上げ, 加害者本人が誠意をもって賠償交渉にあたっていることの証拠として使ったのである. このことを二木夫婦は刑事裁判の傍聴席で聞くことになる. 刑事裁判で執行猶予のついた判決がでると, 加害者は調停に出席しなくなり, その理由を加害者に問うと, 弁護士がもう出る必要はないと言ったからとの返事が返ってきたとのことである. 二木氏は A 弁護士の人間性を疑い, 弁護士という職業のモラルまでも疑うようになっている (104-105 頁).

この他裁判記録を閲読した時の事も二木氏は挙げている.

加害者は停止すべきところを停止せず, 横断歩道を突っ切り, 交差点を越え, さらに次の横断歩道をも突っ切ろうとして二木氏の娘である被害者を撥ねている. この点をとらえて弁論要旨には, 被害者は信号のみに頼らず, 車の動きを十分確認していれば, 被告車両が信号を無視して交差点に突っ込んで来たことを発見できたのであって, 自分で横断歩道を渡ろうとすることをやめられた, とのことが書かれていた.

また被害者の治療にあたった医師の処置につき, 直ぐに手術を行なわなかった点で問題があったのではないかと, そうであれば被害者の死亡に対する被告人の責任は軽減されるべきとのことも弁論要旨に書かれていた.

いずれも法廷では弁護士が全く述べなかったことである. 公開の法廷で述べることをせず, 弁論要旨にこのようなことを書くことで, 被告人の立場を少しでも有利にしようとする弁護士の行為に二木氏は不信感を募らせ, 裁判というものに対して懐疑の心を持つこと

になった。

亡くなるまでの4日間、変わり果てた姿で病院のベッドで横たわっていた娘を見ることもなかった弁護士が、直ちに手術ができなかった事情を知りもせずに、加害者の責任を軽くすることしか眼中にない態度をとったということに対し、二木夫婦は強い怒りを表明している（以上26-31頁）。

二木氏も感じたようだが、弁論要旨を読む被害者などいないと、A弁護士は考えていたのではないだろうか。そのためにこれを読んだ被害者がどのような気持ちになるかなどは、念頭に浮かぶことはなかったのではないかと思われる。

以上のようなA弁護士の行動は、すべて加害者に有利になるようにとの考えからとったものであろう。それが実際の裁判官の判断にどの程度の影響を与えたのかは量ることはできない。しかし二木夫婦を傷つける結果となったことだけは確かである。

このような二木夫婦の声が届かず、さらには夫婦が傷つく結果を生むとの問題がなぜ生ずるかを考えねばならないが、それには弁護士の党派性を扱った棚瀬氏の研究が一つ参考になる（前掲注(7)）。棚瀬氏によれば、アメリカにおいて、弁護士が党派的忠誠のために依頼者の利益を守ることに専念するようになり、その結果弁護士が正義の実現に関心を持たなくなっているとの問題が生じ、それに対する批判が起きているとのことである。ここで問題になっているのは、弁護士が法に没倫理的な態度をとり、依頼者が法を非道徳的な目的に使おうとも、それに対して弁護士は関心を払わないということである。もし弁護士が党派的忠誠のために依頼者の利益を守ることのみを考えるなら、他に配慮が及ばなくなり、その結果その弁護士の行為が相手方当事者を傷つけるということは考えられる。

但しこのアメリカでの弁護士の党派性については、このような弁護士の没倫理的な態度は、弁護士が自己の道徳的な関心を押しつけることをせず、依頼者の道具となることに徹するためであり、それは弁護士が依頼者の自律性を尊重するために引き起こされるものだと説明がなされている。さらにその背景につき、法化社会として膨張したアメリカ社会の問題性が挙げられている。この点については日本において直ちに当てはまるかどうかは別に検討せねばならないことではあるが、弁護士の党派性の問題は、当事者がなぜ傷つくことになるのかという点で参考になる。

また和田氏の研究も挙げねばならない（前掲注(14)）。和田氏の研究は、人類学の研究を踏まえ、法言説と日常的言説の交錯に着目するものだが、その中で、原告夫婦が弁護を依頼した弁護士を、ついには解任した事件が取り上げられる。

この事件では医療過誤で息子を亡くした原告の弁護士が、早期解決のために和解により、そしてなるべく多くの賠償金を得ることこそが依頼人の利益となると考え、その考えに基づいて行動するのだが、それが依頼人の想いと齟齬をきたし、ついには弁護士の解任に至

っている。この事件での原告の想いは、本来なら助かる命がなぜ失われなければならなかったのか、この点を明らかにし、医者への責任を問いたいというものであるにもかかわらず、弁護士はその想いを置き去りにして、早期解決と賠償金の獲得を目指して行動してゆく。ここには当事者の声を聴くことなく、手順に則り、次々と舞台を進めてゆく中で、二木夫婦が対することとなった A 弁護士の行動と共通のものを感じる。二木夫婦の場合は相手側弁護士との衝突であるのに対し、和田氏の挙げる事件では自己の依頼弁護士との衝突という違いがある。しかしそれにもかかわらず二人の弁護士に共通性を感じるのである。一方で依頼人と衝突を起こした弁護士は、依頼人の利益を考えているつもりが、その行為が依頼人の想いと食い違うのであるから、党派的弁護による、あまりに依頼人の利益のみを考えた盲目性のために、相手方当事者を傷つけることになったという場合と異なる面がある。

実はこのなぜ声が届かないのかという問題を解くことに関しては、和田氏が同論文で人類学の研究に基づき、異文化に属する二人の間の「理解」を可能にするものは何かということを検討している点が鍵となる。

和田氏は一つの逸話を挙げる。人類学者レナード・ロサルドは、フィリピンのイロンゴット族がなぜ「首狩り」をするのかということにつき、イロンゴット族から直接に説明を受けても、若き研究者時代にどうしても自己に内面化して理解することができなかった。ところがロサルドは壮年期に至り、妻が断崖から転落して不慮の死を遂げ、その遺体を発見した時に込み上げた激しい感情を体験してはじめて、イロンゴット族が怒りの感情に衝き動かされて行なわざるを得ないと説明した「首狩り」の理由を、実感として理解したのである。この逸話を挙げ、和田氏は異なる文化に位置付けられる者の間の「理解」を説明している。

和田氏の説明に基づけば、次のように言えよう。異なる文化の中に位置付けられている二人がいる時、少なくとも一方が自己の位置付けを自覚し、それゆえ相手の言葉を、相手のその位置から発せられる「語り」と捉え、なお且つその一方が、個々の体験が一つとして同じものがないとしても、その中に潜むある普遍的なものを把握しているなら、その一方は相手を理解しうる。

逆にもし二人の間にこれがないなら、一方がどれだけわかりやすい言葉で、あることを伝えようとしても、相手に理解されない可能性がでてくることになる。

この和田氏の研究に基づき考察するなら、二木氏の場合の加害者側弁護士は、和田氏の挙げた依頼人に解任された弁護士と同様に、相手の位置から発せられる「語り」に気づかず、個々の異なる体験に潜む普遍性も感得していることがなかったために、二木夫婦の声を聴くことができず、結局は夫婦を傷つけることになってしまったといえるのではないだ

ろうか。

これはつまり人の声を聴くには、自己の置かれた位置付けを当然の前提として人に向き合うのではなく、相手の言葉を相手の置かれている位置から発せられる「語り」と捉えることができ、自己の人生の中で積み上げてきた様々なものの中に潜むある普遍性を敏感に感じとっていなければならないということになる。これができなければ、人がどれだけわかりやすい言葉で話しかけてこようとも、イロンゴット族がどれだけロサルドに説明しよう、ロサルドが自己に内面化して理解できなかつたように、その伝えようとしていることを聴くことはできないのである。

以上より人の声を聴くには、究極のところ、人の声を相手の位置より発せられる「語り」と捉えることを可能にする、人に対する優れた洞察力を持っていることと、人生の中の様々な体験中に潜む普遍性を感じとることのできる、人としての感受性に優れていることが必要になると言える。この二つを具えていないなら、人の声は届かないのである。そもそも「傾聴」にはこのような洞察力や感受性が重要になるというのであれば、それはマニュアル化によって対応することには不向きということになり、体得面での困難さが予想されることになる。

また生身の人間に向き合う「傾聴」には、そこに感情の問題が絡んでくるため、法律学の分野では、その面からの難しさもある。法律学においては、感情に関わることは一般に、近代法の前提とする理性、自律や、法制度の重要要素である普遍性、安定性と懸け離れた要素と見做されてきたからである。しかし法社会学学会の2003年のシンポジウム「法の声Ⅰ・法の情動」では、感情の問題が検討されている。そしてそのシンポジウムでは、これまで感情的要素を吸収していた受け皿としての社会的共同性が弛緩してきているため、感情的要素までが法システムに応答を求め噴出してきているとの現実、そして法制度がこのような要求に対応せざるを得なくなっているとの現実も指摘されている¹⁹⁾。

つまり困難を伴うことはわかっているが、法律学も感情の問題は対象外のものとして触れずにいることが、もはやできなくなっているということになる。

このように「語り」、「傾聴」には困難が伴うことになるが、しかしまた「語り」、「傾聴」の実践に密接に関わる一つの方策も示されている。それが「法の技法」である。

「法の技法」とは、法律家が「語り」に耳を傾けたうえで、個別具体的状況と法制度の間をつなぐために行なう工夫といえ、そこにおいては感情の問題にも注意が払われることになる。ただこれは事件ごと、場面ごとに、問題に対処する法律家が、瞬間、瞬間の判断で行なう行為であるために、やはりマニュアル化が不可能なものである。マニュアル化と

19) 和田仁孝『『感情』の横溢と法の変容』、この和田報告も含めシンポジウムの内容については、日本法社会学会編『法と情動・法社会学第60号』（有斐閣、2004年）に収録

同時に、没個性、固定化の問題が生ずることから考えれば、むしろマニュアル化すべきではないものと言える。こうなると「法の技法」を目に見える形で示すことは難しく感じられるが、「法の技法」を学ぶための寄り所となる文献は挙げることができる。例えば、井上治典・佐藤彰一共編『現代調停の技法』、中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』などの著書や、山本論文（前掲注15）の一節「支援の技法」である。これらの中の論稿や叙述から、個別事例の中で見られる法律家による「技法」を読み取ることができ、また「技法」を身につけるための心構えを知ることができる²⁰⁾。

さてそれらは参照していただくこととして、ここでは「法の技法」の理解のために、筆者が「法の技法」と考える例を一つ挙げる。それは新聞掲載の読者の投稿の中で示されたものである²¹⁾。

それにはこのようなことが記されている。法廷への遺影の持ち込みが一般的に認められていなかった頃、被害者の母親が遺影を持ち込んだところ、裁判長はその母親に遺影をしまうように命じた。しかしその一方で裁判長は被告人に対して、母親が遺影を持ち込んだ気持ちが君は分かるのか、と問いかけたのであった。この一言があったために被害者の母親の心は救われたのである。

ここでは裁判長が遺影の持ち込みは認めないとの一般的なやり方、或いは現行の制度から外に出ることはないが、その場に関わる人の感情を無視しないとの配慮をすることで、個別具体的状況に対応している。このような点からこの例を筆者は「法の技法」の一つと考えている。但しそれはその場を乗り切ればよいとの考えに基づくものではないので、この例で言えば遺影の持ち込みを認めないことの是非は、検討すべき課題となって残ることになる。そしてここでは法廷で見られた例を挙げたが、この「法の技法」は法律家が関わる様々な場で見られるものである。

ところで断わっておかねばならないが、この女性の投稿の目的は、最近遺影の持ち込みを禁ずるのは加害者への配慮のためであったことを知り、納得できない気持ちとなったことを伝えるためであった。

さてこの例に見られるように、咄嗟にこのような一言がでることが、「法の技法」の一つと言える。またこの例によれば、法の技法は人に対する洞察力や人としての感受性に支えられるものであること、そして決してマニュアル化できないものであることがわかるであろう。

20) 井上治典・佐藤彰一共編『現代調停の技法—司法の未来』（判例タイムズ社、1999年）
中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社、2006年）

21) 「遺影胸に傍聴—認めない理由」と題された読者の投稿（朝日新聞・大阪版）が、この後さらに論説記事中に取り上げられたものによる。（2000年10月21日、朝日新聞「観測点・論説記者の目」）

結局は人としての感受性を磨き、人に対する洞察力を深めた時に、人の声に耳が傾き、その人の言葉が「語り」として伝わってくるということになる。逆にこれがないければ「傾聴」、 「語り」からは遠ざかり、まして「法の技法」は生まれない。それどころかおそらく「技術」または「マニュアル」へと転化してしまうであろう。

ここでもう一度魯迅の描いた人に戻ってみよう。魯四老爺や七大人がいる。魯四老爺は現に目の前にいる祥林嫂の悲しみに気づくことはなく、己れが身につけた知識である、朱子学の教えとされるものに縛られ、祥林嫂を排斥する。七大人は自分の言い分を聞いて欲しいと直接訴える愛姑の声に耳を傾けることはなく、権威を笠に愛姑の声を封じたのである。もし彼らが他人への洞察力、人としての感受性に優れていたなら、おそらく対応は異なっていたであろう。そしてこれは魯四老爺や七大人だけの問題ではない。彼らは魯迅が描く大部分の非理解、無思考なる人の一人にすぎないのである。

また『交通死』との関わりで言えば、二木氏が繰り返し訴える、事故と無関係な立場にある人々が交通事故を当然のものと受け止め、それが犯罪であるという感覚を麻痺させている現状の異常さ、この異常さに気づくことにも、洞察力や感受性がやはり関係するであろう²²⁾。

しかしながらこのような他人に対する洞察力と、人としての感受性が重要だとするならば、この「洞察力」、 「感受性」は一体どのようにして磨かれるものなのであるだろうか。人類学者ロサルドの場合のように、個人の体験を待っているわけにはいかない。

この問いに対する直接的な答えは直ぐには示すことはできないが、一つの課題が浮かんでくる。共同体の意義を検討することである。「語り」、 「傾聴」、 「法の技法」の論者たちは、人を周囲との関係の中で揺れ動く存在と捉えている。つまり人を関係性の中で捉えている。この点からすると、人を共同体の中にある存在と捉え、その人が他の人との関わり合いによって何を身につけてゆくのか、それが「語り」、 「傾聴」、 「法の技法」を支える、人への洞察力や人としての感受性と関わるものとなることはないのか、このような点を考えてみる必要はないだろうか。また魯迅の描く人々はいずれも共同体の中に生きていた。魯迅が唯一希望を託した他人への配慮の心を持つ人間も、共同体の中に生きていたのである。そのため配慮の心を持つ人間を生み出すことに、共同体が関わることはないのか、との問いも出てくる。これらのことから、共同体の意義を検討する必要があるのである。

そしてこの点を問題とすると、一章で挙げた、関係性の中で権利を捉え、共同体の持つ

22) 二木氏は、人間の命または死が貨幣で評価されることを当然視している現状に、疑問を呈する報告も行なっている。

二木雄策『『交通死』－その法社会学的考察』（日本法社会学会編『死そして生の法社会学・法社会学第62号』有斐閣、2005年）

利点も活かす形で共同体と個人との関係を問い直そうとする研究や、人間観を基点に据えるとの意味も含む共同体主義と呼ばれる理論動向に関する研究が改めて浮かんでくる。その他、権利の言説を詳細に検討すること、例えば権利の言説により構成される主体、また二項対立で捉えられることで劣位に置かれることになるもの等に注目することで、共同体を再考しようとする研究も存在する²³⁾。またかつて別稿で取り上げた(前掲注(13))、動態過程として契約を捉える論者においても、共同体は意識されていたことも想起される²⁴⁾。

このように幅広い分野で共同体が意識されており、それらはいずれもあるべき秩序を探り、その秩序を支える法のあり方を問おうとするものである。このことから共同体の意義を問い、そのうえでもう一度、魯迅の描いた人間像を前提とし、そのような人々の間の秩序とはどうあるべきか、そのための法とはどうあるべきかを考えねばならない。しかしこれは決して簡単な作業ではない。よってこの点は後日の課題としたいと思う。

結語

以上魯迅の描き出した人の姿を明らかにし、そのような人を基点とするとの発想を持ち、「近代法」の再考を試みる現代における法理論の展開に基づき検討を行なった。

魯迅によれば大部分の人は、およそ自己の置かれている状況も理解できず、秩序、規範、正義とは、などとはおよそ思考することのない、非理解、無思考なる存在である。そのため人は無神経、無意識な他者への抑圧を生み出すものともなる。人がこのようなものだとするならば、これはそのような抑圧の中で人は懸命に生きているということも意味する。そしてこのような人が互いに生き抜くには、そしてまた誰もが等しく幸せを享受して生きるには、生ずることの避け難い抑圧を最小限に抑えるための秩序が望まれることとなる。その秩序を生み出すためには法の役割が非常に大きい。

では法はどうあるべきか。法はその基づくところの根源的価値を何とするか。考えるべき問題は大きい。近代法が目的とした個人の「自由」、「平等」は、実現すべき価値としての重要性は減ずることはない。しかし一方で「近代法」が無意識に作り出してしまった枠組みが、そこに収まり切らずに悲鳴を上げる人々を生み出しているのであれば、やはり立ち止まって「近代法」についての再考をなさねばならない。そのための試みが法律学の様々の分野でなされている。

23) 棚瀬孝雄「権利と共同体」(『法律時報』69-2, 1993年, のち前掲注(7)同氏『権利の言説』所収)

24) 前掲注(13)拙稿で言及した、内田貴氏の言う生活世界に共有された規範の解釈と共同体の関係、山本顯治氏の言う交渉活動を行なう当事者と共同体の関係等である。

その試みの一つであり、近代法の下での制度と、個別具体的事項、そして人の感情をつなぎ、また人の相互間の「理解」や、人の「自律」の「支援」にも関わるといような、いくつもの要素を含み込む「語り」、「傾聴」、「法の技法」について本稿は検討を加えた。その結果人の「語り」に耳を傾け、「法の技法」を生み出すには、人がその位置から発する言葉を「語り」として捉える、人に対する洞察力と、己の人生の中で積み重ねてきた経験の中からある普遍性を読み取る、人としての感受性が重要であることが一つ明確化した。そして課題として残されたのは、この洞察力と感受性を身につけることに共同体の存在が関わるのか、或いは関わりとするなら、共同体はどのような意味を有するのかを検討することであった。共同体をここで挙げるのは、「語り」、「傾聴」、「法の技法」を論ずる論者は、いずれも人を関係性の中で捉えていることや、また魯迅が希望を託した人の側面、配慮の心を持つ人は、共同体の中で育っていたことが読み取れるからである。このように法の探究のためになす「近代法」の再考に関わる課題として、共同体の意義の検討が掲げられる。この検討をなすことが、魯迅の描く人を「現実の人」と捉え、その人の間に秩序をもたらす法を考えることにつながるのである。

そして最後にわずかながら明らかになったことに関して、現段階で何をなし得るのかを考えねばならない。一つには「語り」、「傾聴」、「法の技法」にとって、洞察力と感受性が重要であるとするなら、これに大学教育はどのように関わるができるかという問題が挙げられる。新たに設けられた法科大学院においては、「リーガル・クリニック」というような、人の声を聞くための体験を経させるとの、実践的試みがなされていると聞く²⁵⁾。これは「語り」、「傾聴」、「法の技法」につながりを持つ、一つの教育方法であろう。

しかし筆者がここで問いたいのは、法学部段階で何かができるのかということである。法科大学院生は法曹志望者ということで、目的が明確化している段階にあり、「リーガル・クリニック」の必要性も理解しやすい立場にある。しかし彼らは既に大学を卒業している年齢にあることからするなら、感受性の育成にはその柔軟性という点から、より若い年齢層がふさわしいのではないかとの考えも浮かぶ。そして人に対する洞察力や人としての感受性を具えることは、法曹でなくとも重要であろう。こう考えると、法学部段階で何か行なうべきことがあるのではないかとの思いがわく。但しこのように問うと、それに対する提言としては、「ボランティア活動」等を学生に薦めようとのものが予想されるが、大学が本来担ってきた役割に立ち戻るなら、それには簡単に肯けない。そして筆者の思いは制度或いは入れ物の変更ではなく、法学部が伝統的に用いてきた講義と演習、この中に洞察力と感受性の育成を込めることはできないのか、特に基礎法分野でこれは可能ではな

25) 例えば早稲田大学法科大学院の「リーガル・クリニック」が紹介されている。「法科大学院考(19/20)」(『法学セミナー』2005年8月号, 9月号)

特集 法の変革—希望としての法原理を求めて

いのかということである。「近代法」の再考を試み、法のあり方を考えるとともに、微力ながらなすべき課題として、このような悩みを持ち続けることを挙げ、本稿を終えたいと思う。